

2013年2月4日

早稲田大学

総長 鎌田 薫 殿

立候補者代表

国際学術院

非常勤講師就業規則制定に関する過半数代表者について（立候補）

非常勤講師の就業規則が制定されるにあたり、以下のとおり労働基準法第90条に規定される各事業場ごとの過半数代表者となり、過半数代表者団を結成して大学に意見を述べることに立候補いたします。つきましては、信任投票の手続きについてご配慮お願いいたします。

<事業場（キャンパス）>

<立候補者>

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 早稲田キャンパス
(ファイナンス研究科・研究センター（日本橋）を含む) | ■■■■■■■■■■ (国際学術院) ※立候補者代表 |
| (2) 戸山キャンパス | ■■■■■■■■■■ (文学学術院) |
| (3) 西早稲田キャンパス
(川口芸術学校（川口）を含む) | ■■■■■■■■■■ (理工学術院) |
| (4) 所沢キャンパス | ■■■■■■■■■■ (人間科学学術院) |
| (5) 本庄キャンパス | ■■■■■■■■■■ (本庄高等学院) |
| (6) 北九州キャンパス | ■■■■■■■■■■ (理工学術院) |
| (7) 高等学院（石神井） | ■■■■■■■■■■ (高等学院) |

以上